

全国老人保健福祉関係 指導監督等担当係長会議資料

(別 冊)

平成12年5月15日(月)

厚生省老人保健福祉局
企画課介護保険指導室

別 冊 資 料 一 覧

1. 「介護保険の市町村(保険者)の指導について(通知)」	1
別添「介護保険市町村(保険者)指導指針」	2
別紙「主眼事項及び着眼点」(市町村(保険者))	5
2. 「介護保険施設等の指導監査について(通知)」	1
別添1「介護保険施設等指導指針」	3
別添2「介護保険施設等監査指針」	10
別紙「主眼事項及び着眼点」(指定訪問介護事業)	15
別紙「主眼事項及び着眼点」(指定訪問入浴介護事業)	35
別紙「主眼事項及び着眼点」(指定訪問看護事業)	55
別紙「主眼事項及び着眼点」(指定訪問リハビリテーション事業)	79
別紙「主眼事項及び着眼点」(指定居宅療養管理指導事業)	99
別紙「主眼事項及び着眼点」(指定通所介護事業)	119
別紙「主眼事項及び着眼点」(指定通所リハビリテーション事業)	141
別紙「主眼事項及び着眼点」(指定短期入所生活介護事業)	167
別紙「主眼事項及び着眼点」(指定短期入所療養介護事業)	199
別紙「主眼事項及び着眼点」(指定痴呆対応型共同生活介護事業)	241
別紙「主眼事項及び着眼点」(指定特定施設入所者生活介護事業)	263
別紙「主眼事項及び着眼点」(指定福祉用具貸与事業)	287
別紙「主眼事項及び着眼点」(指定居宅介護支援事業)	309
別紙「主眼事項及び着眼点」(指定介護老人福祉施設)	329
別紙「主眼事項及び着眼点」(介護老人保健施設)	365
別紙「主眼事項及び着眼点」(指定介護療養型医療施設)	409
3. 「平成12年度における介護保険施設等の指導について」	1
4. 「老人福祉施設に係る指導監査について(通知)」	1
別添「老人福祉施設指導監査指針」	2
別紙「主眼事項及び着眼点」(老人福祉施設)	5



老 発 第 4 7 8 号

平 成 1 2 年 5 月 1 2 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生省老人保健福祉局長

介護保険の市町村（保険者）の指導について（通知）

介護保険の市町村（保険者）に対する指導については、介護保険事業の適正かつ安定的な運営の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業運営の実施及び保険財政の健全化の推進に努めさせるとともに、別添「介護保険市町村（保険者）指導指針」を参考に指導にあたられるようお願いしたい。

別添

介護保険市町村（保険者）指導指針

第1 目的

この市町村（保険者）指導指針は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、厚生大臣又は都道府県知事が、介護保険法（平成9年法第123号。以下「法」という。）第5条、第197条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき、市町村（保険者）に対して行う介護保険事業に関する指導について、基本的事項を定めることにより、介護保険制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、市町村（保険者）の介護保険事業の適正な運営及び介護保険財政の健全化の推進のため、保険者事務に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

第3 指導体制等

指導は、厚生省又は都道府県が次の体制により、指導対象となる市町村（保険者）の事務所において実地に行う。

1. 都道府県が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）
2. 厚生省及び都道府県が合同で大規模な財政規模を持つ市町村（保険者）及び広域化した介護保険事業を運営する広域連合等並びに特に保険料収納率が著しく悪化している市町村（保険者）について行うもの（以下「合同指導」という。）

第4 指導方法等

1. 実施回数

一般指導は、全ての市町村（保険者）について原則年1回実地に実施するものとする。なお、特に必要があるものについては、1回にとどまることなく随時実施するものとする。

2. 実施計画

- (1) 一般指導の実施計画は、毎年度当初に策定するものとする。
- (2) 一般指導の計画を策定するに当たっては、各統計資料による市町村（保険者）の事業動向の状況等を十分把握の上、これらを分析、検討して指導の重点事項を定めて効率的な指導が行われるよう計画するものとする。
- (3) 合同指導に当たっては、国は、毎年度当初に指導対象となる市町村（保険者）を都道府県と協議するものとする。

3. 事前通知

指導に当たっては、指導対象となる市町村（保険者）に対し、実施時期、指導担当者の氏名、その他必要な事項を事前に通知するものとする。

4. 指導方法

指導に当たっては、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からのヒアリング方式で行うものとする。

5. 指導結果の通知等

- (1) 指導の終了後、関係者に対し講評を行うものとする。
- (2) 講評した結果については、綿密に検討を行い、その問題点を明らかにし、市町村（保険者）がとるべき具体的措置の方法等について、技術的な助言又は勧告を文書により行うものとする。
- (3) (2) の文書通知に対する対応結果について、期限を付して報告を求めるものとする。

第5 その他

都道府県は、指導の実施状況について別に定めるところにより、厚生省老人保健福祉局企画課に報告を行うものとする。